

Q 8 : 特別支援学級担任が職員や保護者、関係機関との連携が必要となる場合の具体例を教えてください。

A : 小・中学校の学習指導要領解説 総則編には、「特別支援学級は、小（中）学校の学級の一つであり、特別支援学級も通常の学級と同様、これらを適切に運営していくためには、すべての教師の理解と協力が必要である。学校運営上の位置付けがあいまいになり、学校組織の中で孤立することのないように留意する必要がある。」と示されており、学校体制で特別支援教育を推進していく必要性が述べられている。

ここでは、学校体制で特別支援教育を推進していくために、特別支援学級担任が円滑な学級経営が必要となる各種の連携について整理していきたい。

## 特別支援学級担任が行う各種の連携について

### 1 次年度の教育課程準備は前年度の3学期から

特別支援学級に在籍する児童生徒が新年度からの学校生活にうまく適応できるかは、特別支援学級担任が前年度の3学期中に特別な教育課程の編成や個別の指導計画の作成、交流及び共同学習の決定等の準備を、どの程度行ったかによることが大きい。その準備には、保護者や関わりのある職員等との話し合いが不可欠である。ここでは、次年度の特別な教育課程の編成に向けて行う話し合いや引継ぎについての留意点を紹介する。

#### (1) 保護者との話し合い

##### ① 就学等で新たに特別支援学級に入級する場合

小・中学校への入学や進級を機に特別支援学級に子どもを入級させる保護者は、入級に対する不安な気持ちや疑問を抱えていることが多い。特別支援学級担任はそれらの解消を図るために、各校で実施している特別支援教育を理解してもらえるように具体的な説明を行うことが大切である。保護者との話し合いを充実させるには、事前に入級予定児の実態や保護者の願い等に関するアンケート（表3に項目例）を実施し、それに基づいた話し合いを進めることが考えられる。

また、保護者がこれまでに関係した機関（幼稚園や保育所（園）、各市町幼児ことばの教室、心身障害児通園ホームひまわり園、益子特別支援学校幼児教育相談室等）と連絡を取り合うことでより多面的な実態把握が可能となる。ただし、関係機関と連絡を取る場合は、事前に保護者の承諾を得ることが必要である。

表3 保護者に対するアンケートの項目例（就学児の場合）

項 目	主な目的
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入級予定児の実態把握 興味・関心、性格 長所（得意、好きなこと・もの）と短所（苦手、嫌いなこと・もの）</li> <li>・日常生活の身辺処理の実態把握 排泄、食事、歯みがき、着替え、移動 など</li> <li>・コミュニケーションの状況 指示内容の遂行、会話、病気やけがのとき など</li> <li>・課題と感じていること、できるようになってほしいこと 生活・行動面（対人関係、コミュニケーション、気持ちの安定、食事、身辺の整理、指示理解などについて）</li> </ul>	<p>個別の指導計画の作成 目標の設定 手だての開発</p> <p>特別な教育課程の編成 個に応じた指導</p>

学習面（教科の学習や運動などについて） など ・学級や学校に望むこと、保護者の願い など	交流及び共同学習
・ロッカーや下駄箱の場所 ・朝の会や帰りの会、給食を実施する場所 ・教科用図書や副読本、準教材の使用、個別に学習する教科等 など	

通常の学級に在籍している児童生徒が特別支援学級に入級する場合は、現在の担任への聞き取り調査や授業参観から実態把握を行うことができる。保護者と特別支援学級担任が初めて話合いをするときには、保護者の心理的負担を軽減するため、通常の学級の担任に同席してもらい進行役を依頼することが考えられる。

## ② すでに特別支援学級に入級している場合

保護者とは連絡ノートや電話、面談、親子学習会などを活用して、日頃から児童生徒の情報交換をしているので、児童生徒の実態把握はできている。これまでの学習面や生活面の成長をもとに、次年度における指導の重点を保護者との話合いで決定する。個別の指導計画の作成する際には、学習面や行動面の指導の重点を短期目標や長期目標に反映させることが重要である。

## (2) 各教科等の学習内容と週当たりの指導時間数、交流及び共同学習の教科等の決定

特別支援学級担任は保護者や関わりのある職員との話合いを基に、各教科等の学習内容や週当たりの指導時間数、交流及び共同学習を実施する教科等を決定し、学校長の承認を得る。話合いの手順としては、現在の交流及び共同学習におけるねらいの達成状況と今後の見通しを教科担当者として特別支援学級担任で話し合って整理し、学校側の考えをまとめてから、保護者との話合いを行うことが望ましい。

保護者が交流及び共同学習を希望していても、児童生徒の実態により通常の学級での授業が負担過重になっている場合もある。保護者と特別支援学級担任で交流及び共同学習に対する意見が異なるときは、「児童生徒にとっての最良」をポイントに話合いを進めることが重要である。状況によっては一回の話合いで結論が出ないことも考えられるので、保護者の意向を十分に聞いた上で、次回の話合いを設定することも大切である。

### 「交流及び共同学習」について

交流及び共同学習は、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に活動することによりその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。

学年や交流学級において、特別活動をはじめ、一部の教科等で共に学ぶ機会を設定することが考えられ、次の例などがある。

- ・学校行事に学年・学級の一人として参加する。
- ・一部の教科や総合的な学習の時間に共に学習する。
- ・興味・関心のもてる特定の単元を選んで学習する。

<参考> 「交流及び共同学習ガイド」 文部科学省

## (3) 引継ぎの準備

3学期は、次年度に使用する特別な教育課程を準備するだけでなく、進級及び進学（転学）に向けた引継ぎの準備も必要である。個別の指導計画のほか、以下の内容等についても引き継ぐことが考えられる。

- ・個別の指導計画に記入しきれなかった児童生徒の実態
- ・学習面や生活面でうまくいった支援やうまくいかなかった支援
- ・個別の教育支援計画
- ・個人の記録や教育課程表、通知票の控え
- ・チェックリスト等を活用した学習状況
- ・これまでに給付された教科用図書一覧
- ・授業や宿題で使用していた教材やプリント（自作・購入） など

進学（転学）先で効果的であった指導を継続したり新たな指導方法を考えたりするために、個別の指導計画等の引継ぎを実施したいことを保護者に説明し、承諾を得ることが望まれる。引き継いだ内容等に疑問が生じた場合は現担任に助言を求め、児童生徒の実態に応じた特別の教育課程の編成や個別の指導計画の作成等ができるようにする。

#### （４）中学校や特別支援学校への引継ぎ

##### ① 進学（転学）先の決定に向けて

小学校から中学校や特別支援学校へ進学（転学）する場合は、保護者と計画的に話し合いをすることが大切である。特別支援学級担任は保護者に中学校や特別支援学校の情報を提供すると同時に、中学校の特別支援学級担任や特別支援学校相談部の担当者にも進学（転学）予定者がいることを伝え、情報の共有を図るようにする。

保護者が特別支援学校への進学（転学）を考えている場合は、特別支援学校の就学基準を確認した上で、保護者に学校説明会や体験学習への参加を勧めたり、特別支援学校への転学の適否を市町就学指導委員会に諮ったりする必要がある。

小学校卒業後、中学校特別支援学級と特別支援学校中学部のどちらに子どもを進学させるべきか悩む保護者がいる。6年生児童が在籍する特別支援学級では、担任は1学期中に保護者の考えを確認することが望まれる。状況によっては、保護者が中学校の見学や相談を1学期や夏季休業中からできるよう、小学校の特別支援学級担任は保護者や中学校の特別支援学級担任と連絡調整を行ったり、初回の話合いに同席したりするなどの役割が考えられる。

##### ② 引継ぎに関する留意点

中学校と特別支援学校での説明会前後に関する留意点をまとめると、次のようになる。

引継ぎ先	時期及び内容	対象	留意点
中学校	1月下旬 中学校説明会	6年児童 保護者	児童と保護者及び中学校の特別支援学級担任の顔合わせが可能である。その際に、小学校の特別支援学級担任が司会役をすると話し合いが円滑に進みやすい。 児童や保護者にとって、中学校生活への不安や疑問が解消できるように話し合いを進める。中学校での教育課程や中学校卒業後の進路も話題として考えられことを事前に保護者に伝え、家庭で相談するように依頼することも考えられる。 必要に応じて、保護者と中学校の特別支援学級担任が連絡を取れるようにしておく。
特別支援学校	2月上旬 入学説明会	保護者	個別の指導計画を作成するために、保護者には各種の実態把握を記入する用紙が配布される。保護者が参加し

		た場合には、「記入で分からないことがあったら一緒に考えましょう」と特別支援学級の担任が保護者に伝え、保護者の負担を軽減する配慮も大切である。
--	--	--

## 2 学年始めにおける職員間の連携

### (1) 職員会議を活用した共通理解

学年始めの職員会議では、学校経営の方針や各種教育の概要等の共通理解が行われる。その際に、特別支援学級担任は在籍する児童生徒の障害の状況や配慮事項の説明だけでなく、以下の項目等についての取扱いを文書で配布し、職員間で共通理解を図ることが望ましい。

- ・出席簿と指導要録の記入
- ・交流学級で使用する名簿
- ・保健関係書類や保健に関する検査
- ・卒業生名簿や修了生名簿
- ・学校だよりや学年だよりをはじめとする各種文書の配布方法
- ・各種集金の徴収方法や処理のしかた
- ・教科用図書の使用、準教材等の購入
- ・授業における交流及び共同学習の参加状況
- ・日課の交流  
下駄箱、ロッカー、朝の会、給食、清掃、帰りの会 など

### (2) 時間割編成時の留意点

特別支援学級では、教科等を合わせた指導（生活単元学習や作業学習等）を在籍児童生徒の全員または一部を対象に行うことがある。それらの指導を行う時間を確保するため、時間割を編成する際に次のような方法が考えられる。

小学校	時間割を編成する前に交流学級の担任と相談し、その時間を交流学級では交流及び共同学習でない教科等を選んでもらうよう依頼する。
中学校	時間割編成係に教科等を合わせた指導を行いたい時間を伝え、担任の出授業や生徒の交流及び共同学習の時間と重ならないように依頼する。

ただし、学校規模や在籍する児童生徒の人数により、特別支援学級担任の全て希望通りには時間割編成ができない可能性もある。

### (3) 入学児童生徒への対応

新しい環境への適応が難しい児童生徒が入学する場合もあるので、前年度に行う保護者との話し合いで、校内の下見が必要かどうか確認することが大切である。入学式式場や教室などの下見を行うことで、児童生徒は新しい環境での生活に見通しをもち安心感を得ることができる。

入学当初の1年生は、小・中学校とも学年単位で行動することが多い。また、特別支援学級学級に在籍する児童生徒が交流学級の担任や級友に慣れたり、顔と名前を覚えてもらったりすることも必要である。特別支援学級担任は交流学級の担任と相談し、個別学習と交流及び共同学習の開始時期や割合を、状況に応じて柔軟に変更することが求められる。

### 3 日常的な情報交換

在籍する児童生徒が交流及び共同学習に参加している場合は、交流学級の担任及び教科担当者から学習状況を確認することが重要である。職員室に戻ったときや放課後のちょっとした時間を利用して、「今日はお世話になりました。〇〇さんは、どうでしたか。」と、特別支援学級担任から話を切り出すことが大切である。情報交換の中から、児童生徒を褒める内容や特別支援学級で補充指導する内容などを発見することができるので、有効に活用すべきである。以下は、日常的に交流学級や教科担当者との連携を進めていく際の留意点である。

#### (1) 時間割の変更

特別支援学級には急な予定変更に対応できずに戸惑う児童生徒もいるので、交流学級で時間割が変更になる場合は、できるだけ早い連絡をお願いしておく。急な変更の連絡方法について、特別支援学級担任は交流学級の担任や教科担当者と話し合っておくことが必要である。

##### 急な予定変更時の連絡方法例

- ・前日の放課後に、明日の予定を必ず確認しあう
- ・始業前までに変更メモを職員室机上に貼ってもらう など

一方、特別支援学級の行事等で交流及び共同学習に参加できない場合も、そのことを交流学級担任等に事前に伝えることを忘れてはならない。

#### (2) 交流及び共同学習の見直し

学年当初の計画により各教科等の一部を交流及び共同学習で実施するとして授業に参加していたが、児童生徒の状況によっては、継続が難しくなることもある。その際には、児童生徒の気持ちを確認した後、特別支援学級担任と交流学級担任、教科担当者、保護者等で話し合っただけで交流及び共同学習の方法を見直すことが必要になる。交流及び共同学習で行っていた学習の全部を特別支援学級で対応することも考えられるが、児童生徒の興味関心に応じて特定の単元のみを交流及び共同学習としながら、その他の単元を特別支援学級で個別に学習することも考えられる。

#### (3) 万が一に備えて（災害時等の対応）

児童生徒の中には、初めて体験する場面でどのように対応してよいかわからず、パニックを起こしたり動かなくなったりしまったりする子もいる。避難訓練や校外学習の事前指導では、想定される事態への対処方法を具体的に指導することが重要である。

最近では、休み時間や時間をあらかじめ指定しないで避難訓練を実施する学校も増えている。「災害はいつ起こるかわからない」という認識の下、以下の内容について、日頃から職員間で共通理解を図ることが必要である。

- ・校庭に避難するとき、特別支援学級の児童生徒の集合場所はどうするか。
- ・特別支援学級の児童生徒が授業で交流学級にいる場合、人員報告をどのようにするか。
- ・特別支援学級の児童生徒がパニックを起こしたり動かなくなったりした場合にどうするか。
- ・休み時間や清掃など、特別支援学級担任が児童生徒の近くにいない場合にどうするか。
- ・特別支援学級担任が出張等で不在の場合、どのように対応するか。 など

#### (4) 通知票

特別支援学級の通知票は在籍する児童生徒の実態等に応じて、通常の学級に準じたものや特別支援学級で独自に形式を設定したもの、それらを折衷したものなどが考えられる。交流学級の担任や教科担当者が観点別評価や所見等を記入する場合には、事前に特別支援学級で使用する通知

票の形式を示し、余裕をもって記入できるように依頼することが望まれる。

#### (5) 特別支援学級で使用した教材の提供

特別支援学級では、個に応じた指導を行うために、様々な教材プリントを自作したり購入したりしている。そのプリントの中には通常の学級でも、授業や宿題などで活用できるものがある。印刷室の棚に特別支援教育のコーナーを設けて通常の学級の担任等に活用を呼びかけたり、作成したプリントの情報提供を行ったりするなど、特別支援学級担任からの働きかけも大切である。

#### (6) 通常の学級における特別支援教育

通常の学級にも特別な支援を要する児童生徒が在籍している場合があり、個別の指導計画を作成し、通常の学級の担任を中心としたチームで対象児童生徒を指導していくことが求められている。特別な支援を必要とする児童生徒にとって、特別支援学級で培われてきた次のような指導方法が有効となることが多い。

- ・ 教室前面の棚にカーテンで目隠しをして刺激を調整する
- ・ 机を並べる位置がわかるように床にマジックで目印を付ける
- ・ 一日の流れや授業の流れ、終了時間がわかるように口頭だけでなく、小黒板やタイマー等を活用して視覚提示を行う
- ・ 指示内容や学習課題をスモールステップで示す など

特別支援学級担任は、通常の学級の担任等から児童生徒の学習面や行動面のつまずきや指導方法などの相談を受けることがあるので、発達障害などに関する自己研修は必要である。また、特別支援教育コーディネーター（特別支援学級担任が兼務していない場合）や学習指導主任と連携しながら、特別支援教育の視点を取り入れた通常の学級での指導や教材の紹介などについて、校内研修を計画・実施することが望まれる。

個に応じた指導を実施するための実態把握の一つとして、個別検査（実施には保護者の承諾が必要）がある。校内で実施が難しいときは、中学校に配置されているスクールカウンセラーや各市町の通級指導教室担当者等に依頼することが考えられる。

## 4 学校行事（運動会）の前後における連携

在籍する児童生徒が1名または同一学年のみの場合は、特別支援学級担任も学年等で行う学校行事の指導に参加することができるが、在籍が複数学年の場合は、すべての学年への参加が難しい。ここでは、在籍する児童生徒が複数学年にわたる場合における連携の留意点を紹介する。

### (1) 事前指導における連携

#### ① 一日の見通しを児童生徒にもたせる

運動会の練習期間中は、練習が全校や学年・低中高学年ブロック等に分かれて行われたり、それによって時間割や日課も変更されたりする。児童生徒が見通しをもって安心して学校生活を送れるように、特別支援学級担任は次のような確認を行い、児童生徒に連絡することが必要である。

前日のうちに、学年主任や交流学級担任等に翌日の練習について確認する

- ①いつ ②どこで ③何をやる ④持ち物 ⑤雨天時の対応 など



朝の会で、それぞれの児童生徒に、一日の活動予定を口頭と視覚情報を用いて提示する  
※何らかの状況で予定が変更される場合は、できるだけ早いうちに児童生徒に伝える

## ②児童生徒に対する校内での役割分担

次のような特別支援学級の状況下では、練習期間中に次のような役割分担が考えられる。

学級の状況	役割分担の例と留意点
特別支援学級が複数設置されている	特別支援学級担任同士で話し合っって学年やブロックの練習に参加する担任と教室に残る担任を分担する。終了後に自分が見取れなかった児童生徒の状況（特に努力していた点）を互いに情報交換し、児童生徒を褒めることで自尊感情が高められるように配慮する。
練習に参加しない児童生徒が特別支援学級に残る	通常の学級での交流及び共同学習に参加できないか検討する。補教案を作成して空き時間の教員に、特別支援学級に残る児童生徒の指導を依頼するなど、校内のチーム支援を活用する。

特別支援学級に在籍している児童生徒の中には、特別支援学級担任が練習に参加しなくても集団の一員として練習に参加できる子もいる。その場合でも練習のすべてを学年等に任せることは避け、交流学級の担任と連絡を取りながら特別支援学級担任が練習に参加する回数を決定したり、何らかの方法で学年等の練習に協力したりすることが大切である。

## ③学校にはいるが、練習に参加できないとき

特別支援学級に在籍している児童生徒には、身体面（疲れ）や環境面（暑さや砂ぼこり）、精神面（友達とのトラブル）などの要因によって練習への参加が難しくなる子もいるので、特別支援学級担任は、在籍している児童生徒や職員に次のような対応や依頼を行うことが考えられる。

参加できない児童生徒に対して	特別支援学級担任等が理由を把握し、落ち着くまで練習を見学する。 児童生徒の中には「練習はあまりしなくても見て覚えてしまう」子もいるので、特別支援学級担任等も一緒に見学して練習を解説するもの効果的である。
交流学級の担任等に対して	個人種目や団体種目の練習の際には、見学している児童生徒の場所を空けて練習してもらえるように伝える。 団体種目でグループ練習が必要な場合は、児童生徒がいない場合のシミュレーションも依頼しておく。
全職員に対して	何らかの要因で「練習に参加したくてもできない」状況になる可能性が高い児童生徒がいるときには、「怠けているのではない」と職員間で共通理解を図り、練習への無理強いや無責任な叱責をしないようにする。

## ④係活動への配慮

小学校の4・5年生から係活動に参加する学校が多く、必要な係は学年や通常の学級単位で配分される。計画の段階で特別支援学級の児童生徒が行う係を考慮してもらうことや、特別支援学級担任が所属する係に優先的に配属してもらうなどの配慮が考えられる。

複数の係活動に問題なく参加できる児童生徒については、特別支援学級担任が各係の活動内容を事前に説明しておく。交流学級で係活動を決定する際には、児童生徒が主体的に係を選択することができるような支援を交流学級の担任へ働きかけることが大切である。

## ⑤保護者との連携

運動会は、保護者にとって子どもの成長を確かめられる楽しい行事でもあり、子どもがみんなと一緒にできるか不安になる行事でもある。練習開始後、特別支援学級担任は児童生徒の努力しているところを中心に保護者に伝え、家庭でも励ましが得られるようにすることが大切である。

表現や団体種目を行う場所を事前に伝えておくことで、応援や写真撮影の参考にしてもらうことができる。また、当日の昼食場所に児童生徒が自分で行くのか、見学場所に保護者が迎えにくるのかを家庭で話し合ってもらい、その結果を特別支援学級担任が把握することで、特別支援学級担任が昼食開始時に行うべき支援の見通しをもつことができる。

## (2) 運動会当日の連携

特別支援学級担任も係分担があるので、必ずしも児童生徒のそばについて状況に応じた指導ができるとは限らない。小学校では、配慮する内容を児童指導担当の職員に伝えて指導をお願いしたり、児童係の児童に着替えなどを手伝ってもらったりすることが考えられる。小学校高学年や中学校で係活動に参加している場合は、係職員や同じ係の児童生徒に種目準備のタイミングなどを教えてもらうことが考えられる。特別支援学級担任は自分の仕事の合間に、児童生徒の様子を確認して励ましの言葉をかけたり、係職員と活動状況について情報交換を行ったりしたい。

## (3) 事後指導での連携

終了後には作文や絵日記、絵画で運動会を振り返ることが多い。児童生徒によっては、運動会に楽しく参加できても様子を思い出すことが難しい場合もあるので、当日の写真やビデオ映像は状況を思い出す有効な手がかりとなる。特別支援学級担任が写真を撮影することが難しい場合は保護者や学校の記録係からそれらを借用し、指導に役立てることができる。また、写真等のやりとりをとおして、児童生徒に依頼やお礼の言葉について指導することも可能である。

## 5 校外学習における引率について

運動会と同様に特別支援学級に在籍する児童生徒が1名または同一学年のみの場合は、担任も引率として同行できるが、在籍学年が複数にわたる場合には、特別支援学級担任が引率できないこともある。ここでは、校外学習の引率に関する留意点を紹介する。

### (1) 1学年のみの校外学習（社会科見学等）

特別支援学級担任も引率者の一人として参加することが必要である。学校に残る児童生徒の関係等で特別支援学級担任が参加できない場合は、参加する児童生徒に普段から関わっている職員が特別支援学級担任に代わって引率できるように校内で調整することが必要である。

特別支援学級担任が不在となって児童生徒が特別支援学級に残る場合は、通常の学級での交流及び共同学習に参加できないか検討したり、補教案を作成して空き時間の教員に指導を依頼したりするなど、校内のチーム支援を活用することが大切である。

### (2) 複数学年にわたる日帰り校外学習（遠足等）

遠足等により複数の学年で児童生徒の引率が必要なときは、管理職や該当学年と相談し、当日の引率を決定する。特別支援学級が複数設置されている学校では、年度始めに年間を見通した校外学習の引率者計画を作成し、引率者を確認することが有効である。

特別支援学級担任が引率できないときは、それに代わる引率者に配慮事項を伝えて協力を依頼する。また、在籍児童生徒が複数名参加する学年で、その中に極度の多動の子がいる場合には、安全面の確保から引率職員を増やしたり保護者に参加を依頼したりすることも考えられる。

### (3) 宿泊を伴う校外学習（修学旅行、宿泊学習等）

修学旅行や宿泊学習等に特別支援学級担任も引率として加わる。日程中にグループ行動が実施されるとき、特別支援学級担任はどのような役割で参加するのか、参加児童生徒の実態によって考えなければならない。役割には次のようなものが考えられるが、当日の状況により柔軟な対応を迫られることもあるので、引率者間で共通理解を図ることが大切である。

- ・グループ行動には加わずに、特別支援学級学級の児童生徒と別行動をする。
- ・特別支援学級の児童生徒がいるグループと、つかず離れずの行動をする。
- ・早い段階でチェックポイントを担当し、その後はフリー対応。
- ・通常の引率者と同じようなチェックポイント対応。
- ・不測の事態に備えて最初からフリー対応。

など

就寝前に翌日の予定等を確認する班長会議が行われる。特別支援学級に在籍している児童生徒にとっては、部屋に戻った班長の話を聞いて理解することが難しい場合もあるので、班長会議に特別支援学級担任と一緒に参加して内容を確認することも有効な方法である。

## 6 保護者や関係機関との連携

これまで校内における特別支援学級担任と職員間の連携を中心に述べてきたが、保護者や関係機関との連携例や留意点を紹介する。

### (1) 保護者

特別支援学級担任は日頃から連絡帳やノート、電話等を使って学校生活や家庭生活の様子を保護者とやりとりをしている。特別支援学級担任は、その内容が児童生徒のできなかつたことの報告や家庭へのお願いばかりになっていないかを留意しなければならない。児童生徒のできないことの報告や一方的なお願いが続くと、保護者との信頼関係を失う原因になるため、注意が必要である。

個別指導における児童生徒の努力の様子だけでなく、職員間の連携から聞き取った交流及び共同学習の様子なども伝えるようにし、家庭でも児童生徒の取組を褒めるように保護者に働きかけることが望ましい。特に、保護者に話がうまく伝えられない児童生徒の場合は、様子を詳しく伝える必要がある。しかし、児童生徒の成長とともに自分で保護者に伝えられる内容が増えてきた場合には、「詳しくは、お子さんに聞いてください。」と伝え、児童生徒と保護者との会話を増やすような工夫も大切である。

### (2) 市町教育委員会

小・中学校と市町教育委員会における特別支援教育の主な連携では、就学指導や巡回相談、幼保小の連携事業などがあげられる。就学児に関する情報は年度末に引継ぎが行われる。その後も幼稚園や保育所（園）、小学校を会場に授業参観や授業研究会、情報交換会が実施されることが多い。巡回相談は、3名程度の巡回相談員（特別支援学級担任、特別支援学校教諭、市町教育委員会担当者等）が小中学校に来校し、通常の学級で特別な支援を要する児童生徒に対する支援について指導助言を実施するものである。

通常の学級において、配慮を要する児童生徒の引継ぎや巡回相談のときに、特別支援学級担任も同席して支援の手立てを参加者と考えることも研修の一つとなるので、有効に活用したい。

### (3) 幼稚園、保育所（園）、小学校、中学校、高等学校等

障害のある児童生徒一人一人に応じたきめ細かい指導を行うためには、入学前の教育機関等どのような支援を受けてきたのかを把握し、有効な支援を継続することが必要である。その際に

は、各校等で作成した個別の指導計画等を活用することが考えられる。

各校種間で引継ぎのシステムが整っていないときは、個別の引継ぎが必要である。教頭が窓口となって相手校に引継ぎを実施したいことを伝えて日程調整をした後に、通常の学級または特別支援学級の担任等から詳しい引継ぎができるようにすることが望ましい。

#### (4) 特別支援学校

特別支援学校ではこれまで蓄積してきた知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンター的機能を果たすことが求められている。その中には、特別支援学校の教員が発達障害を含む障害のある児童生徒の実態把握や指導内容や方法、個別の指導計画の作成等に関して、小・中学校の教員を援助することが含まれている。特別支援学校への要請を希望するときは、小・中学校から所定の「支援要請書」を市町教育委員会に提出し、各校の担当者間で日程や支援内容等を確認した後に訪問指導が実施される。障害種により、次のような要請先が考えられる。

知的障害や発達障害・・・益子特別支援学校  
弱視などの視覚障害・・・盲学校  
難聴などの聴覚障害・・・聾学校  
歩行や筆記等の困難・・・のぞわ特別支援学校

盲学校・聾学校・特別支援学校では夏期休業中に教員の研修会を実施している。特別支援教育に対する専門性の向上を図るために、各校では特別支援学級担任に限らず、内容に関心のある職員も積極的に研修に参加することが望ましい。

#### (5) 医療機関

特別支援学級学級に在籍する児童生徒の中には医療機関を受診している子もおり、保護者から学校生活の様子を主治医に伝えてほしいと依頼されることもある。その場合には、次のような内容を文書（主治医への「進展」扱いとして封緘）で伝えるようにする。

- ・学校生活の状況（うまくいっているところやつまづいているところなどの実態）
- ・現在、行っている指導の状況
- ・主治医から保護者に助言してほしいこと
- ・特別支援学級担任から主治医への質問                      など

保護者が特別支援学級担任と医療機関への同行を希望する場合もある。その場合には、できるだけ校務に支障のない時間とし、校長から出張の許可を得ることが必要である。

#### (6) 県東健康福祉センター

県東健康福祉センターでは、「子どもの心診療支援事業」を実施しており、発達障害等のある児童生徒やその保護者に対する事例検討会を開催している。校内の支援体制だけでなく、市町の保健や福祉の担当者からも家庭の支援が必要な場合や、精神科医から支援に対する専門的な助言を必要とする場合に活用が可能である。

この事例検討会の開催回数は県全体の枠で決められているので、開催を希望する場合には県東健康福祉センターの健康支援課に連絡が必要である。